

平成29年10月10日
京都京阪バス株式会社

京阪グループ共通バスカードの払い戻しについて

いつも京都京阪バスをご利用くださいます、誠にありがとうございます。
すでに発売を終了いたしました「京阪グループ共通バスカード」につきましては、平成30年1月31日（水）をもって利用を終了させていただきます。
これに伴い、「京阪グループ共通バスカード」の未使用残額の払い戻しを平成30年2月1日（木）より行います。

記

1. 対象となるカード

京阪グループ共通バスカード

2. 払い戻し期間

平成30年2月1日（木）～平成35年（2023年）1月31日（火）

3. 払い戻し窓口

八幡営業所、松井山手営業所、宇治定期券発売所

※その他京阪バスでの取扱い窓口

守口市駅案内所、寝屋川市駅案内所、香里園駅案内所、枚方市駅案内所、樟葉駅定期券発売所、山科駅案内所、石山駅案内所、京都駅八条口案内所、各営業所

4. 払い戻し方法

下記計算方法にて無手数料で払い戻しいたします。

《京阪グループ共通バスカード》

発売額×（カード残額÷利用可能額）＝払い戻し額（端数が出た場合は10円単位に四捨五入します。）

（例）2,070円分を使用された残額3,430円の5,000円券を払い戻しされる場合

5,000円×（3,430円÷5,500円）≒3,120円の払い戻し

5. その他

- ・払い戻し金額が10万円を超える場合は後日、振り込みをさせていただきます。
- ・スルッとKANSAIカードの払い戻しは当社窓口で行いません。お手数をお掛けしますが、詳しくは発行社局までお問い合わせ願います。

6. お問い合わせ先

京都京阪バス株式会社管理部業務課 (075) 981-8800（代表）9:00～18:00/土・休日除く

以上